

令和８年度 静岡県総合計画審議会

日時：令和８年７月２１日（火）

午後１時３０分～午後４時

会場：グランディエールブクトーカイ

４階 シンフォニー

次 第

１ 開 会

２ 知事挨拶

３ 会長挨拶

４ 議 事

・静岡県総合計画 ～しずおか ウェルビーイングプラン～ の進捗評価

５ 閉 会

－ 配布資料 －

- ・静岡県総合計画審議会委員名簿
- ・座席表
- ・静岡県総合計画審議会条例
- ・【資料１】静岡県総合計画の推進
- ・【資料２】静岡県総合計画 評価書（案）
- ・【資料３】静岡県総合計画 政策の柱ごとの評価（案）
- ・（参考１）静岡県総合計画 概要版
- ・（参考２）地方創生関係交付金の事業実施状況
- ・（参考３）令和７年度県民幸福度調査結果報告書（概要）

静岡県総合計画審議会委員名簿

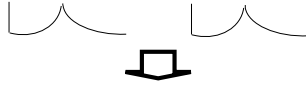
第24期（令和6年8月29日～令和8年8月28日）

（五十音順、敬称略）

No.	氏 名	役 職 等	出欠
1	朝倉 徹	公益財団法人静岡県スポーツ協会特任副会長	
2	池田 千晶（新任）	株式会社中日新聞社取締役東海本社代表	欠席
3	及川 ゆりこ	株式会社かいごラボ代表取締役	
4	大久保 あかね	静岡県立大学経営情報学部教授	
5	荻田 雅宏	株式会社静岡新聞社取締役	
6	角山 雅典	日本労働組合総連合会静岡県連合会会長	
7	梶 毅（新任）	静岡県農業協同組合中央会代表理事会長	
8	加藤 種男	アーツカウンシルしずおかアーツカウンシル長	
9	加陽 直実	一般社団法人静岡県医師会会長	欠席
10	岸田 裕之	一般社団法人静岡県商工会議所連合会会長	
11	鬼頭 宏	上智大学名誉教授	
12	小島 孝仁	株式会社C S A不動産代表取締役社長	
13	小林 修（新任）	静岡県環境保全協会会長	
14	小村 隆史	常葉大学社会環境学部社会環境学科准教授	
15	鈴木 智子	一般社団法人静岡県大学出版会代表理事 静岡時代事務局	欠席
16	高木 敦子（新任）	静岡県コミュニティづくり推進協議会会長	
17	中畑 圭子	静岡県商工会女性部連合会会長 静岡県商工会連合会理事	欠席
18	南雲 岳彦	一般社団法人スマートシティ・インスティテュート代表理事	
19	西村 真里子	株式会社HEART CATCH 代表取締役	
20	野中 徹	静岡県保育士会会長	
21	原田 博子	認定NPO法人はままつ子育てネットワークぴっぴ 理事長	
22	松本 志保子	公益社団法人静岡県看護協会会長	
23	光安 アパレンダ 光江	公益財団法人静岡県国際交流協会理事	
24	村山 功	静岡大学名誉教授	
25	毛利 博	公益社団法人静岡県病院協会会長	

令和8年度 総合計画審議会 座席表

日時 令和8年7月21日(火)
午後1時30分～4時
場所 グランディエールブクトーカイ
4階シンフォニー



荷物置き場

荷物置き場

[illegible]

事務局長
事務局長
事務局長
事務局長
事務局長
ICレコーダー
事務局長有線マイク

マイク係補助
(椅子)

静岡県知事 ○

企画部長 ○

（画面操作職員）○

ワイヤレス
マイク
(椅子)

有線
マイク

[illegible]

ワイヤレス
マイク
(椅子)

○ 小島 孝仁 委員
○ こばやし おさき
○ 小林 修 委員
○ きしだ ひろゆき
○ 岸田 裕之 会長
○ こむら たかし
○ 小村 隆史 委員
○ たかぎ あつこ
○ 高木 敦子 委員

マイク係補助
(椅子)

音響ブース
(ICレコー
ダ接続)

静岡県総合計画審議会条例

昭和 50 年 7 月 22 日

静岡県条例第 31 号

(設置)

第 1 条 静岡県総合計画の策定及び実施に関する重要事項を調査審議するため、静岡県総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 50 人以内で組織する。

2 委員は、総合計画に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第 6 条 審議会は、その定めるところにより専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

(関係者の意見聴取)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(雑則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。